入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。なお、工事施工に係る契約締結は、当該工事に係る予算の手続完了することを条件とします。

令和２年４月13日

契約担当者　国立大学法人東京大学
総長　五神　真
代理人　施設部長　齋藤　禎美

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　東京大学（岐阜県神岡）ハイパーカミオカンデ（地下空洞掘削等）工事等にかかる技術協力業務（以下「技術協力業務」という）

②　東京大学（岐阜県神岡）ハイパーカミオカンデ（県道切り回し等）工事（以下「県道切り回し等工事」という）

③　東京大学（岐阜県神岡）ハイパーカミオカンデ（アクセス坑道掘削等）工事（以下「アクセス坑道掘削等工事」という）

④　東京大学（岐阜県神岡）ハイパーカミオカンデ（地下空洞掘削等）工事（以下「地下空洞掘削等工事」という）

⑶　工事場所　岐阜県飛騨市神岡町

⑷　工事内容　地下空洞　直径約69m×高さ約73m、周辺空洞及びアプローチ坑道、アクセス坑道、坑口、県道切り回し及びヤード整備

⑸　工期

①　令和４年５月31日（火曜日）

②　令和３年２月末（予定）

③　令和４年７月末（予定）

④　令和６年10月末（予定）

⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、技術提案書の提出期限の日までに発注者から共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　東京大学契約事務取扱規程（平成16年東大規則第176号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有するであること。

⑶　文部科学省における土木一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。

⑷　平成２年度以降に、元請けである単体又は共同企業体の代表者として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること。

・ＮＡＴＭによる地下発電所等の地下空洞の「内空幅（スプリングライン上）」が15m以上の工事

⑸　共同企業体で参加する場合の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建設工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体で参加する場合の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては上記⑷の要件を満たすものとすること。但し、共同企業体の代表者以外の構成員としての実績についても可とし、その場合は出資比率が20％以上のものに限る。

⑾　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該建設工事に専任で配置できること。なお、説明書に示す「様式６－１～６－３」で申請できる建設工事の配置予定技術者は記１⑵②県道切り回し等工事で１名、記１⑵③アクセス坑道掘削等工事で１名、記１⑵④地下空洞掘削等工事で１名とする。なおこの３件の工事の技術者は兼務してもかまわない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　記１⑵③アクセス坑道掘削等工事及び記１⑵④地下空洞掘削等工事の配置予定技術者においては平成２年度以降に、元請けである単体又は共同企業体として完成・引渡しが完了した以下の工事施工について、従事した経験を有する者であること。

・アクセス坑道掘削等工事　ＮＡＴＭによるトンネルの「内空幅（スプリングライン上）」が10m以上の工事

・地下空洞掘削等工事　ＮＡＴＭによる地下発電所等の地下空洞で「内空幅（スプリングライン上）」が15m以上の工事

③　当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は原則、実績として認めない。

④　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑿　次に掲げる基準の①及び②を満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置できること。なお、設計技術者とは、管理技術者をいう。また説明書に示す別紙「様式８」に申請できる配置予定技術者は１名とする。但し上記⑾の配置予定技術者とのうち、記１⑵④の配置予定技術者と兼務となってもかまわない。

①　下記の資格のいずれかを所有する設計技術者

・技術士（総合技術監理部門（選択科目を「建設－土質及び基礎」、「建設－電力土木」、「建設－トンネル」、「建設－施工計画、施工設備及び積算」とするものに限る）または、建設部門（選択科目を「土質及び基礎」、「電力土木」、「トンネル」、「施工計画、施工設備及び積算」とするものに限る））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

・ＲＣＣＭ（技術士と同様とする）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

・土木学会認定技術者（特別上級、上級又は１級）又は、博士（工学（専門分野山岳トンネルに関する研究））。

②　平成２年度以降に、元請けである単体又は共同企業体として完成・引渡しが完了した以下の工事について、担当技術者として従事、もしくは管理技術者・担当技術者として設計段階に関わった経験を有する者であること。

・ＮＡＴＭによる地下発電所等の地下空洞の「内空幅（スプリングライン上）」が15m以上の工事